



お知らせ

国民健康保険税の賦課方式と
最高限度額および軽減判定所得の変更

市民生活課国保・年金係 ☎ 75-4973



●賦課方式が変わります

県内の国保加入者の税負担を公平なものとするため、令和5年度から「資産割」を廃止します。

【令和5年度～】

医療給付費分				後期高齢者支援金分			介護納付金分	
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
10.0%	廃止	27,000 円	24,000 円	2.7%	8,000 円	6,000 円	2.3%	12,000 円

●最高限度額が引き上げられます

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分（40～64 歳）	合計金額
令和4年度	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円
令和5年度	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円

●均等割・平等割は世帯内被保険者の所得に応じて軽減されます。

その軽減判定所得を変更し、現在より軽減される対象者が拡大します

令和5年度【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等※ ² の数）－1）以下の世帯
5割軽減基準額	基礎控除額（43万円）＋（29万円×（被保険者数※ ¹ ））＋10万円×（給与所得者等※ ² の数）－1）以下の世帯
2割軽減基準額	基礎控除額（43万円）＋53.5万円×（被保険者数※ ¹ ）＋10万円×（給与所得者等※ ² の数）－1）以下の世帯

※変更になるのは5割軽減と2割軽減の軽減基準額です。

※¹被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。※²給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金所得者（年金収入60万円超（60歳未満））または（125万円超（65歳以上））の方をいう。

お知らせ

軽自動車の税額のお知らせ

税務課（徴収対策室）資産税係 ☎ 75-4977



5月は軽自動車税の納付月となっています。納税通知書が届きましたら、ご確認のうえ期限内に納付をお願いします。下記の対象車両は税額変更となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象

- 今年度から新たに重課となる車両・・・平成21年4月～平成22年3月に初度登録をされた車両。
- 今年度から新たに標準税額になる車両・・・令和3年4月～令和4年3月に初度登録をされた車両のうち、グリーン化特例により令和4年度に軽課対象であった車両
- グリーン化特例の対象（令和5年度のみ軽課）・・・令和4年4月～令和5年3月までに初めて車両番号の指定を受けた車両で、一定の環境性能を有するものは軽自動車税が軽減されます。

